

ウイリス・タワーズワトソン
コーポレートガバナンス・アドバイザリーグループ
シニアコンサルタント
宮川 正康

役員報酬開示規制の強化（有価証券報告書）

2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公表された。昨年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告^{※1}を踏まえたものである。役員報酬に関しては、投資家と企業との対話をより建設的で実効的なものとしていく観点から、報酬体系が企業価値向上に向けた経営陣の適切なインセンティブとして十分機能しているか否かを判断できるように、開示の拡充を求めている。また、改正後の内閣府令（以下「新開示府令」という）は、2019年3月31日以後に終了する事業年度にかかる有価証券報告書等（3月末決算企業は2019年6月に提出する有価証券報告書）から適用される^{※2}。

本稿は、2018年11月2日に公表された当該内閣府令の改正案を踏まえて、同年11月5日に当社がリリースしたニュースレターのアップデート版である。なお、後述「a.報酬プログラム」の⑤及び「c.報酬決定プロセス」の③のなかにおいて赤字で記載している箇所は、昨年公表された改正案の段階では定めがなく、1月31日公表の新開示府令で新たに加えられた部分である。また、本稿では、新開示府令とあわせて公表された「パブリックコメントに対する金融庁の考え方」について、その一部（要旨）を紹介する。

※1 「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向けて、適切な情報開示制度整備を行うべきとの提言

※2 役員報酬及び政策保有株式等に関する事項以外については、原則、平成32年3月31日以後に終了する事業年度にかかる有価証券報告書等から適用される。

<< 記載箇所の変更 >>

まず、コーポレートガバナンスの重要性の高まりと開示の充実化にともない、「役員の報酬等」の記載箇所に関して以下のような見直しが行われ、今後は独立した1つのセクションとして取り扱われることとなる。

(現行)		(改正後)	
有価証券報告書 (第三号様式)		有価証券報告書 (第三号様式)	
第4【提出会社の状況】		第4【提出会社の状況】	
1	【株式等の状況】	1	【株式等の状況】
2	【自己株式の取得等の状況】	2	【自己株式の取得等の状況】
3	【配当政策】	3	【配当政策】
4	【株価の推移】		
5	【役員等の状況】		
	【コーポレート・ガバナンスの状況等】		【コーポレート・ガバナンスの状況等】
	(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】		(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
6	(前略) ○ 役員等の報酬等 (後略)	4	(2)【役員等の状況】
	(2)【監査報酬の内容等】		(3)【監査の状況】
			(4)【役員等の報酬等】
			(5)【株式の保有状況】
第5【経理の状況】(抄)		第5【経理の状況】	
	○ 監査公認会計士等の異動に関する事項		

<<「役員の報酬等」として記載すべき内容 >>

改正後の「役員の報酬等」の開示は、「a.報酬プログラム」、「b.報酬実績と業績との関連性」、「c.報酬決定プロセス」、の大きく3つで構成される。以下、順次、概説する。

a. 報酬プログラム

経営陣の報酬と経営戦略や中長期的な企業価値向上との結び付きを検証できるようにすることを目的として、報酬の決定方法・支給方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載することが求められている。具体的には、固定報酬、短期の業績連動報酬（年次賞与）、中長期の業績連動報酬（株式報酬等）それぞれの算定方法や支給割合、役職ごとに方針を定めている場合にはその内容等について記載する。また、業績連動報酬の算定において業績評価指標（KPI）が関連付けられている場合には、そのKPIとKPIの選定理由、業績連動報酬への反映方法等についても記載する。報酬総額の上限や算定方法等に関して株主の承認を受けた年月日及び当該決議の内容等の記載も必要となる。

a. 報酬プログラム（新開示府令における開示項目の要旨）

- ① 報酬の決定に関する方針（無い場合はその旨）
- ② 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針
- ③ 業績連動報酬にかかる指標（KPI）、KPIの選定理由、支給額の決定方法
- ④ 役職ごとの報酬の決定に関する方針
- ⑤ 役員報酬にかかる株主総会の決議年月日、**決議内容（当該定めに係る役員の員数含む）**
※指名委員会等設置会社は開示不要

①は現行規制から変更なし。②～⑤は新設。

【パブリックコメントに対する金融庁の考え方（一部要旨）】

- ※ ②③に関して、年次賞与に定性評価が含まれる場合や、株式報酬に業績条件・株価条件が付いていない場合において、これらが業績連動報酬に該当するかどうかは各企業で適切に判断すべき
- ※ ③のKPIについては大小全ての要素を網羅的に記載することを求めるものではない
- ※ ③のKPIに関して、定性評価を行っている場合において、当該定性評価に係る明確な指標がないときは、定性評価を行う項目名等を記載することが考えられる
- ※ 指名委員会等設置会社は、⑤に相当する報酬委員会の決議等について、c.報酬決定プロセスの開示において、報酬委員会の活動内容の記載の一内容として、具体的な記載をすることが望ましい

b. 報酬実績と業績との関連性

報酬実績が報酬プログラムに沿ったものになっているか、経営陣のインセンティブとして実際に機能しているかを確認できるようにすることを目的として、報酬プログラムに基づく報酬実績を、KPIの目標値と実際の達成度等と関連付けながら説明することが求められている。具体的には、従来同様の報酬の種類別総額開示と連結報酬総額1億円以上の個別開示に加えて、KPIの目標と実績を記載する必要がある。

b. 報酬実績と業績との関連性（新開示府令における開示項目の要旨）

- ① 役員区分ごとの報酬総額 及び 報酬の種類別（固定報酬、業績連動報酬、退職慰労金等の区分）総額開示（対象となる役員数も記載）
- ② 連結報酬総額1億円以上の役員の個別報酬開示
- ③ 最近事業年度の業績連動報酬にかかる指標（KPI）の目標 及び 実績

①②は概ね現行規制どおり（aにおける記載との整合性等を考慮して、報酬の種類のみ変更）。

③は新設（aにおける開示とあわせて①②の妥当性を検証するためのものと考えられる）。

【パブリックコメントに対する金融庁の考え方（一部要旨）】

- ※ ①に関して、株式報酬制度を採用している場合は、種類別の総額の記載と併せて、採用している株式報酬スキーム（ストックオプション、譲渡制限付株式、株式交付信託等）の概要を記載することが考えられる
- ※ ③に関して、期初に明確な「目標」が存在しない場合には、その旨及びその理由を適切に説明する必要がある
- ※ ③に関して、対外公表していない財務指標や、従業員満足度・環境対策への取組み等の非財務指標を複数組み合わせで設計している場合でも、目標が設定されているものについてはその目標を記載すべき。その際、投資者の理解に資するよう、目標設定の考え方や達成率等についても、併せて記載することが考えられる。
- ※ ③に関して、KPIが役位別や個人別に異なって設定されている場合、「目標及び実績」の記載は、役位別や個人別に記載することが考えられる

c. 報酬決定プロセス

報酬決定プロセスの客観性・透明性を確認できるようにすることを目的として、算定方法等の決定権者、その権限や裁量の範囲、及び任意の報酬委員会等が関与する場合の手續等の記載が求められている。また、その実効性を確認できるよう、取締役会や報酬委員会等の具体的な活動内容などについても記載する必要がある。なお、任意の報酬委員会等の名称、目的、権限及び構成員の氏名等については、改正後の「(1)コーポレートガバナンスの概要」のなかで記載することになる。

c. 報酬決定プロセス（新開示府令における開示項目の要旨）

- ① 「報酬の決定に関する方針」の決定権限を有する者の氏名・名称、権限の内容・裁量の範囲
- ② 「報酬の決定に関する方針」の決定に関与する任意の報酬委員会等が存在する場合における手續の概要
- ③ 最近事業年度にかかる報酬額の決定過程における取締役会（指名委員会等設置会社においては報酬委員会）及び任意の報酬委員会等の活動内容

①～③まで全て新設

【パブリックコメントに対する金融庁の考え方（一部要旨）】

- ※ ①に関して、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役に再一任している場合には、その旨を記載すべき
- ※ ③に関して、各会議の毎回の議論の詳細の開示までは求めておらず、報酬額の決定の過程が開示されていれば良い
- ※ ③に関して、報酬額の客観性や妥当性の検証において、外部の報酬コンサルタントの利用や外部調査機関のデータを用いるなどとして業界・規模等の水準を考慮して検討している場合には、その旨を記載することが望ましい

<< 新開示府令に対する所感 >>

新開示府令は、昨年6月に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」における提言内容を、ほぼそのまま取り入れたものであり、投資家と企業との対話の促進に向けて、とても意義のある改正といえる。また、新開示府令は、欧米並みに充実した開示項目が並べられているところ、欧米では高額報酬を抑制する意味合いも強いが、日本では企業価値向上に向けた投資家との建設的な対話の促進を主な目的としていることを考慮して、個別開示の対象拡大は見送られたことも評価され得るところだろう。但し、日本企業における役員報酬水準の高まりとともに、将来的には、個別開示の対象が拡大される可能性はある。

なお、新開示府令は、現在進められている会社法制の見直しに関する議論^{※3}と整合的であり、今後、事業報告書においても同様の開示を求められることが想定される。

※3 2019年1月16日公表の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」参照

本稿に記載する内容は2019年1月31日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方、並びに2018年6月28日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」における提言内容等を踏まえた一定の解釈や推測を含むものです。記載内容の正確性等に関しては、各社の顧問弁護士等に必ずご確認ください。

【 参 考 】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

(「役員の報酬等」にかかる規定を抜粋)

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(57)において同じ。）について、次のとおり記載すること。

- a 届出書提出日現在における提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関連会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下(57)において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員等の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員等の報酬等について定款に定めている事項の内容を記載すること。

- b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員との区分（以下 b において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。以下 b において同じ。）の総額及び対象となる役員の数等を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下 b において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。

- c 提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下 c において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員等の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。